

作成日 2021/09/01
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	タッピングスプレー 塩素フリー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M210903

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2B 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肺) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系 肺 皮膚)
	上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ
H320 眼刺激
H332 吸入すると有害
H336 眠気又はめまいのおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H371 肺の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経
系、肺、皮膚の障害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこ
と。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠
ざげること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
(P251)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入し
ないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405) 日光から遮断し、50 °C以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
白色鉱油(石油)	40.0～50.0%	不明	不明	不明	8042-47-5
脂肪酸	6.0～10.0%	不明	不明	不明	11006-87-4
コガシン	8.0～12.0%	不明	不明	不明	8002-05-9
ブタン	17.5～24.5%	CH ₃ CH ₂ C ₂ H ₅	(2)-4	既存	106-97-8
プロパン	7.5～10.5%	CH ₃ CH ₂ C ₃ H ₈	(2)-3	既存	74-98-6

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

予想される急性症状

強い眼刺激
吸入すると有害
肺の障害のおそれ

遅発性症状の最も重要な徴候症状

長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚の障害

応急措置をする者の保護		救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。
5. 火災時の措置		
消火剤		粉末消火剤、AFFF水溶性フィルムフォーム、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。
使ってはならない消火剤		火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。
特有の危険有害性		火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(一酸化炭素、一酸化窒素、塩酸塩等)が発生する可能性がある。 空気と爆発性混合気を形成する。
特有の消火方法		火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 蒸気は空気より重いので、床や低地に集積する。
消火を行う者の保護		消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服(耐熱性)を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8 ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項		周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。 大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	「8 ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	接触回避	熱、火花、炎、着火源

	衛生対策	取り扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
保管	技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	混触禁止物質	酸、アルカリ、水
	保管条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。
	容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	TWA -, STEL 1000 ppm (EX)
コガシン	未設定	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定	TWA See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX), STEL See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX)
白色鉱油(石油)	未設定	未設定	未設定
脂肪酸	未設定	未設定	未設定

設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。
保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用す 手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用す 眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着 用する。
皮膚及び身体の保護 具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	黄色透明液体
臭い	無臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点 範囲	>280°C
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 界／可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	214.0°C (クリーブランド開放式)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし

溶解度 n-オクタノール／水分配 係数 蒸気圧 密度及び／又は相対密度 相対ガス密度 粒子特性	データなし データなし データなし 0.9~1.0 0.55~0.57(25°C) データなし
10. 安定性及び反応性 反応性 化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。 通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	強酸性、アルカリ性の条件下では不安定である。 通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物	熱、火花、炎、着火源 酸、アルカリ、水 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物(一酸化炭素、一酸化窒素、塩酸塩等)が発生する可能性がある。
11. 有害性情報 急性毒性	経口 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮 急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
吸入	(液体) GHS定義による液体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が2.18mg/lのため区分4とした。 10 × (区分1+1A+1B+1C)+区分2+区分3の成分合計が12%のため、区分3とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 眼区分2Bの成分合計が12%のため、区分2Bとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	区分2の成分が12%のため、区分2とした。
発がん性	区分1Aの成分が12%のため、区分1Aとした。
生殖毒性	(生殖毒性) データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)	区分2(肺)の成分が12%のため、区分2(肺)とした。 区分3(麻醉作用)の成分合計が35%のため、区分3(麻醉作用)とした。

特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

区分1(中枢神経系)の成分が24.5%のため、区分1(中枢神経系)とした。

区分1(肺)の成分が12%のため、区分1(肺)とした。
区分1(皮膚)の成分が12%のため、区分1(皮膚)とした。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期
(急性)

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

水生環境有害性 長期
(慢性)

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壤中の移動性
オゾン層への有害性

データなし

データなし

データなし

データなし

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1950

Proper Shipping

エアゾール

Class

2.1

Packing Group

–

Marine Pollutant

Not applicable

Liquid Substance

Not applicable

Transported in Bulk

According to

ICAO／IATAの規定に従う。

MARPOL 73/78,

1950

Annex II, the IBC

エアゾール

Code

–

航空規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1950

Proper Shipping

エアゾール

Class

2.1

Packing Group

–

陸上規制

消防法の規定に従う。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1950

品名

エアゾール

クラス

2.1

容器等級

–

国内規制

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
等級	-
緊急時応急措置指針番号	126
15. 適用法令	
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法	ブタン(政令番号:482) (20%-30%)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	鉱油(政令番号:168) (40%-50%)
消防法	非該当
大気汚染防止法	非該当
海洋汚染防止法	第4類 引火性液体 第四石油類 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 油(施行規則第2条) 油性混合物(施行規則第2条の2) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認) 高压ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高压ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
船舶安全法	その他の危険物・高压ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
航空法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
港則法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
道路法	がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号) 有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	
労働基準法	
化学兵器禁止法	

16. その他の情報**参考文献**

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。